

要訳<米国向け船舶対象 要注意事項>

米国農務省 AGM 規制地域からの船舶に対する入港手続き

AGM 規制地域から米国の港に入港する船舶に対する主な要求基準は、「米国農務省及びカナダ食品検査庁からの通達」のとおりです。ここでは、米国海域を航行する際に、本船が AGM 検査の対象となる場合の注意事項を以下にご案内します。

- 米国では、国土安全保障省の Customs and Border Protection (CBP) が AGM に対する検疫業務を行っています。不在証明書のない船舶は、米国内での寄港地全てで AGM 検査を受けることとなりますので、大幅な遅れが生じることとなります。また、AGM の存在が疑われた場合は次の港で再検査があり、AGM が発見された場合は入港を拒否されます。
- CBP による AGM 検査は、本船上の主に以下の部分を目視で行います。
 - ・(覆い等で) 隠れた場所
 - ・割れ目や空洞
 - ・シートの下
 - ・壁や戸の後ろ
 - ・照明器具周辺
 - ・ホールドリムの下部
 - ・AGM が卵を産む可能性のある場所
- 検査で AGM が発見されると、汚染のレベル等によって異なりますが、最悪の場合に本船は速やかに米国海域を離れ AGM を除去するよう命じられます。この場合、バンカー等の堪航性に関わる事情以外では、米国海域に留まることは許可されません。
- AGM 除去後再入国するためには、CBP による再検査が指定された遠隔地等で行われますが、疑わしい AGM が見つかり、さらなる遅延と駆除のための措置が追加で必要となります。また、専門業者による完全駆除を要求されることもあります。